

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>(違反行為に対する処置)</p> <p>第8条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。</p>	<p>(違反行為に対する処置)</p> <p>第8条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設をき損し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。</p>
<p>第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定)</p>	<p>第9条 省略</p> <p>(管理の委託)</p>
<p>第10条 法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。</p>	<p>第10条 法第244条の2第3項の規定に基づき設置の目的を効果的に達成するため管理を委託することのできる公の施設及び団体は、別表第3のとおりとする。</p>
<p>2 知事は、前項の申請の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。</p>	
<p>3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る公の施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該公の施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p>	
<p>(指定の公示等)</p>	
<p>第11条 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。</p>	
<p>2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更</p>	

新	旧												
<p>しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(指定管理者の原状回復義務等)</p> <p>第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた施設又は設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 知事は、指定管理者が故意又は過失により公の施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。</p> <p>(過料処分)</p> <p>第13条 公の施設の利用について、この条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した者又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 省略</p> <p>第14条 省略</p>	<p>(過料処分)</p> <p>第11条 公の施設の利用について、この条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した者又は故意若しくは過失により公の施設を毀損し、若しくは滅失した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>2 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>別表第3(第10条関係)</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 970 1429 1015">管理を委託し得る</th> <th data-bbox="1433 970 2087 1015">管理を委託し得る団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1018 1429 1062">公の施設</td> <td data-bbox="1433 1018 2087 1062"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1066 1429 1184">行事又は集会用施設</td> <td data-bbox="1433 1066 2087 1184">市町村、公共的団体及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の3に規定する法人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1187 1429 1232">女性対象総合施設</td> <td data-bbox="1433 1187 2087 1232">市町村及び公共的団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1235 1429 1279">環境学習施設</td> <td data-bbox="1433 1235 2087 1279">市町村及び公共的団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1283 1429 1350">民間社会福祉活動支援施設</td> <td data-bbox="1433 1283 2087 1350">市町村及び社会福祉に係のある公共的団体</td> </tr> </tbody> </table>	管理を委託し得る	管理を委託し得る団体	公の施設		行事又は集会用施設	市町村、公共的団体及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の3に規定する法人	女性対象総合施設	市町村及び公共的団体	環境学習施設	市町村及び公共的団体	民間社会福祉活動支援施設	市町村及び社会福祉に係のある公共的団体
管理を委託し得る	管理を委託し得る団体												
公の施設													
行事又は集会用施設	市町村、公共的団体及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の3に規定する法人												
女性対象総合施設	市町村及び公共的団体												
環境学習施設	市町村及び公共的団体												
民間社会福祉活動支援施設	市町村及び社会福祉に係のある公共的団体												

新	旧	
	児童福祉施設、身体障害者施設、母子福祉施設、知的障害者援護施設又は老人福祉施設	市町村及び社会福祉に係りのある公共的団体
	診療施設	市町村及び公共的団体
	植物くん蒸施設	市町村、公共的団体及び地方自治法施行令第173条の3に規定する法人
	企業の技術高度化若しくは新事業創出又は情報化支援施設	市町村及び公共的団体
	住宅又は宿泊施設	市町村及び公共的団体
	物産観光施設	市町村及び産業に係りのある公共的団体
	観光施設	市町村及び公共的団体
	森林公園	市町村及び公共的団体

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

第2条に係る部分

新	旧	
<p>(指定管理者が管理を行う公の施設)</p> <p>第10条 法第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる公の施設は、別表第3のとおりとする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第11条 指定管理者</p> <p>_____の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第10条 法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする公の施設ごとに、申請書に管理</p>	

新

計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2～3 省略

第12条～第15条 省略

別表第1（第2条関係）

名称	目的	位置
省略		
愛媛県老人児童福祉センター	老人及び児童の福祉の向上を図るため、各種の研修、相談等を行う。	松山市
—		
愛媛県在宅介護研修センター	介護を必要とする高齢者を支えるため、その家族、ボランティア等に対して在宅介護に関する研修を行うとともに、介護に関する相談、情報の提供等を行う。	松山市
愛媛県婦人相談所	売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する業務を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
省略		

別表第2 省略

別表第3（第10条関係）

愛媛県在宅介護研修センター

旧

計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2～3 省略

第11条～第14条 省略

別表第1（第2条関係）

名称	目的	位置
省略		
愛媛県老人児童福祉センター	老人及び児童の福祉の向上を図るため、各種の研修、相談等を行う。	松山市
—		
愛媛県婦人相談所	売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する業務を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
省略		

別表第2 省略

愛媛県港湾管理条例（昭和28年10月20日条例第47号）の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>（管理の委託）</p> <p>第15条の2 港湾施設（前条ただし書に規定する港湾施設を除く。）の管理は、当該港湾の存する市町村に委託する。</p> <p>2 省略</p>	<p>（管理の委託）</p> <p>第15条の2 港湾施設（前条ただし書に規定する港湾施設を除く。）の管理は、当該港湾の存する市町村に委託する。</p> <p>2 省略</p> <p>第15条の3 <u>前条第1項の規定にかかわらず、知事は、知事が定める港湾施設の管理を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の3に規定する法人に委託することができる。</u></p>

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年4月1日条例第19号）の一部改正

第4条に係る部分

新	旧																
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会の所管する教育機関を別表____のとおりに設置する。</p> <p>第3条 省略</p> <p>別表____（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">目的及び事業</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的及び事業	位置	省略			<p>（設置）</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会の所管する教育機関を別表第1のとおりに設置する。</p> <p>（管理の委託）</p> <p>第3条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき設置の目的を効果的に達成するため管理を委託することができる教育機関及び団体は、別表第2のとおりにする。</u></p> <p>第4条 省略</p> <p>別表第1（第1条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 40%;">目的及び事業</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;"><u>管理を委託することができる教育機関</u></td> <td style="width: 50%;"><u>管理を委託することができる団体</u></td> </tr> <tr> <td>愛媛県武道館</td> <td>市町村及び公共的団体</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的及び事業	位置	省略			<u>管理を委託することができる教育機関</u>	<u>管理を委託することができる団体</u>	愛媛県武道館	市町村及び公共的団体
名称	目的及び事業	位置															
省略																	
名称	目的及び事業	位置															
省略																	
<u>管理を委託することができる教育機関</u>	<u>管理を委託することができる団体</u>																
愛媛県武道館	市町村及び公共的団体																

愛媛県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月19日条例第4号）の一部改正

第5条に係る部分

新	旧
<p>（包括外部監査契約に基づく監査）</p> <p>第2条 県と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの</p>	<p>（包括外部監査契約に基づく監査）</p> <p>第2条 県と法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 県が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るもの</p>

愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日条例第41号）の一部改正

第6条に係る部分

新	旧
<p>（委託に伴う措置等）</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。</p> <p>（個人情報の開示義務等）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報について</p>	<p>（委託に伴う措置等）</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>（個人情報の開示義務等）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報について</p>

新	旧
<p>は、開示しないものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法令等の規定により開示することができない個人情報及び地方自治法_____第2条第9項に規定する法定受託事務に関して、主務大臣等から個人情報の本人に開示してはならない旨の明示の指示がある個人情報</p> <p>(5)～(9) 省略</p>	<p>は、開示しないものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 法令等の規定により開示することができない個人情報及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項に規定する法定受託事務に関して、主務大臣等から個人情報の本人に開示してはならない旨の明示の指示がある個人情報</p> <p>(5)～(9) 省略</p>

ファミリーハウスあい利用料金条例(平成15年3月18日条例第23号)の一部改正 附則第4項に係る部分

新	旧
<p>(利用料金の納付)</p> <p>第1条 ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)を利用する者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を管理受託者(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第 号)第1条の規定による改正前の愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第10条の規定に基づきファミリーハウスの管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(利用料金の納付)</p> <p>第1条 ファミリーハウスあい(以下「ファミリーハウス」という。)を利用する者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を管理受託者(_____) _____愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第10条の規定に基づきファミリーハウスの管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。)に納付しなければならない。</p> <p>2～3 省略</p>